

第 11 章 労災保険制度の概要

1 労災保険の目的

労災保険制度は、業務上の事由（※本手引きにおいては、複数業務要因災害についても、業務災害に含むものとして、記述します。）又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者又はその遺族の援護、労働災害の防止等を目的とする社会復帰促進等事業を行う総合的な保険制度です。

この制度は、昭和 22 年に、労働基準法による災害補償制度を保険システムにより担保する制度として創設され、その後、度重なる改正により、適用事業の拡大、給付水準の引上げ、通勤災害保護制度の導入、社会復帰促進等事業の創設等が行われ、今日、災害補償の水準面では充実した制度となるに至っています。

2 保険給付の手続き

保険給付を受けるためには、被災労働者又はその遺族が所定の保険給付請求書に必要事項を記載して、被災労働者の所属事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長又は労働局長（二次健康診断等給付の場合）に提出しなければなりません。

3 保険給付の種類と給付の概要

保険給付の種類	こういときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付 療 養 給 付	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）	必要な療養の給付 （現物支給）	
	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）	必要な療養費の全額	
休業補償給付 休 業 給 付	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき	休業 4 日目から、 休業 1 日につき給 付基礎日額の 60% 相当額	休業 4 日目から、休業 1 日につき給付基礎日額の 20%相当額

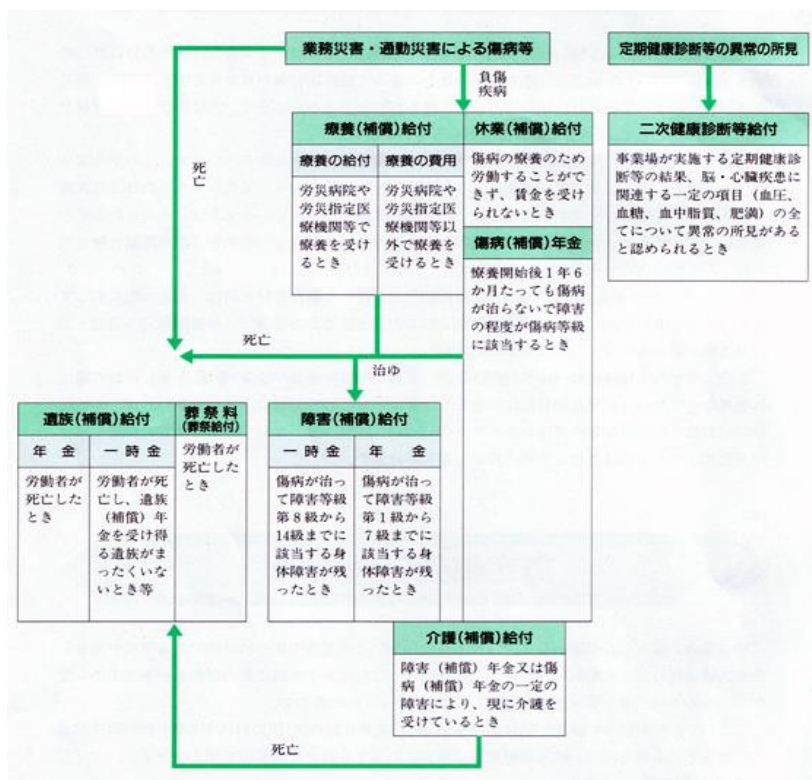
保険給付の種類		こういときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
障害 (補償) 給付	障害補償年金 障害年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害補償一時金 障害一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 (障害特別一時金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族 (補償) 給付	遺族補償年金 遺族年金	業務災害又は通勤災害により死亡したとき	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族補償一時金 遺族一時金	(1) 遺族(補償)年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき	給付基礎日額の1000日分の一時金(ただし(2)の場合は、すでに支給した年金の合計額を差し引いた額)	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別一時金) 算定基礎日額の1000日分の一時金(ただし(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額)
葬 祭 料 葬 祭 給 付		業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)	
傷病補償年金 傷病年金		業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治っていないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金	(傷病特別支給金) 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金
介護補償給付 介護給付		障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち第1級の者又は第2級の者(精神神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けているとき	(略)	
二次健康診断等給付		原則、一次健康診断において、血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲又はBMI(肥満度)の測定の全てに異常の所見があると診断された場合	二次健康診断及び特定保健指導(現物支給)	

注1)「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に係るものです。

4 請求書の様式

給付の種類	請求書の様式	提出先
療 養	療養補償給付たる療養の給付請求書(5号) 療養給付たる療養の給付請求書(16号の3)	所轄労働基準監督署長
	療養補償給付たる療養の費用請求書(7号) 療養給付たる療養の費用請求書(16号の5)	
休 業	休業補償給付支給請求書(8号) 休業給付支給請求書(16号の6)	
障 害	障害補償給付支給請求書(10号) 障害給付支給請求書(16号の7)	
遺 族	遺族補償年金支給請求書(12号) 遺族年金支給請求書(16号の8)	
	遺族補償一時金支給請求書(15号) 遺族一時金支給請求書(16号の9)	
葬 祭	葬祭料請求書(16号) 葬祭給付請求書(16号の10)	
介 護	介護補償給付・介護給付支給請求書 (16号の2の2)	
二次健康診断	二次健康診断等給付請求書 (16号の10の2)	病院を経て 所轄労働局長

5 労災保険制度の概要



6 業務災害とは

業務災害とは、労働者の業務上の事由による負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。

業務上の事由とは、業務が原因となった災害ということであり、業務と傷病等との間に一定の因果関係があることをいいます。

この業務災害に対する保険給付は、労働者が労災保険が適用される事業場(法人・個人を問わず一般に労働者が使用される事業は、適用事業となります。)に雇われて働いていることが原因となって発生した災害に対して行われるものですから、労働者が労働関係のもとにあった場合に起きた災害でなければなりません。これらをまとめると、次のとおりとなります。

① 業務上の負傷について

イ 事業主の支配・管理下で業務に従事している場合

これは、所定労働時間内や残業時間内に事業場内において業務に従事している場合が該当します。この場合の災害は、被災労働者の業務としての行為や事業場の施設・設備の管理状況などが原因となって発生するものと考えられるので、特段の事情がない限り、業務災害と認められます。

なお、次の場合には業務災害と認められません。

- ・労働者が就業中に私用(私的行為)を行い、又は業務を逸脱する恣意的行為をしていて、それらが原因となって災害を被った場合
- ・労働者が故意に災害を発生させた場合
- ・労働者が個人的なうらみなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合
- ・地震、台風など天災地変によって被災した場合(ただし、事業場の立地条件や作業条件・作業環境などにより、天災地変に際して災害を被りやすい業務の事情があるときは、業務災害と認められます。)

ロ 事業主の支配・管理下にあるが業務に従事していない場合

これは、昼休みや就業時間前後に事業場施設内にいる場合が該当します。

入社して事業場施設内にいる限り、労働契約に基づき事業主の支配管理下にあると認められますが、休憩時間や就業前後は実際に業務をしているわけではないので、行為そのものは私的行為です。

この場合、私的な行為によって発生した災害は業務災害とは認められませんが、事業場の施設・設備や管理状況などがもとで発生した災害は業務災害となります。

なお、用便等の生理的行為などについては、事業主の支配下にあることに伴う業務に附随する行為として、就業中の災害に準じて上記イにより取扱われます。

ハ 事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合

これは、出張や社用での外出など事業場施設外で業務に従事している場合が該当し、事業主の管理下を離れてはいるものの、労働契約に基づき事業主の命令を受けて仕事

をしているわけですから事業主の支配下にあり、仕事の場所はどこであっても、積極的な私的行為を行うなど業務災害について特に否定すべき事情がない限り、一般的には業務災害と認められます。

② 業務上疾病について

疾病については、業務との間に相当因果関係が認められる場合(業務上疾病)に労災保険給付の対象となります。

業務上疾病とは、労働者が事業主の支配下にある状態において発症した疾病のみを意味しているわけではなく、事業主の支配下にある状態において有害因子にばく露したことによって発症した疾病も含まれます。

例えば、労働者が就業時間中に脳出血を発症したとしても、その発症原因に足り得る業務上の理由が認められない限り、業務と疾病との間には相当因果関係は成立しません。一方、就業時間外における発症であっても、業務上の有害因子にばく露したことによって発症したものと認められれば業務と疾病との間に相当因果関係は成立し、業務上疾病と認められます。

一般的に、労働者に発症した疾病について、次の3要件が満たされる場合には、原則として業務上疾病と認められます。(認定基準が定められている疾病については、それぞれの認定基準に従い判断することとなります。)

イ 労働の場に有害因子が存在していること

この場合の有害因子は、業務に内在する有害な物理的因子、化学物質、身体に過度の負担のかかる作業態様、病原体等の諸因子を指します。

ロ 健康障害を起こしうるほどの有害因子にばく露したこと

健康障害は、有害因子へのばく露によって起こりますが、当該健康障害を起こすのに足りるばく露があったかどうか重要です。

このようなばく露の程度は、基本的にはばく露の濃度とばく露期間等によって決まりますが、どのような形態でばく露を受けたかによっても左右されるので、これを含めたばく露条件の把握が必要となります。

ハ 発症の経過及び病態

業務上疾病は、労働者が業務に内在する有害因子に接触し、又はこれが侵入することによって起こるものですから、少なくともその有害因子へのばく露開始後に発症したものでなければならないことは当然です。

しかし、業務上疾病の中には、有害因子へのばく露後、短期間で発症するものもあれば、石綿による疾病など相当長期間の潜伏期間を経て発症するものもあり、発症の時期はばく露した有害因子の性質、ばく露条件等によって異なります。

したがって、発症の時期は、有害因子へのばく露中又はその直後のみに限定されるものではなく、有害因子の物質、ばく露条件等からみて医学的に妥当なものでなければなりません。

7 通勤災害とは

通勤災害とは、労働者が通勤の事由により被った負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、

(イ)住居と就業の場所との間の往復

(ロ)就業の場所から他の就業の場所への移動

(ハ)単身赴任先居住と帰省先住居との間の移動

を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとされていますが、往復又は移動の経路を逸脱し、又は中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の往復又は移動は「通勤」とはなりません。ただし、逸脱又は中断が日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き「通勤」となります。

このように、通勤災害とされるためには、その前提として、(イ)から(ハ)までの往復又は移動が労災保険法における通勤の要件を満たしている必要があります。

そこで、労災保険法における通勤の要件をまとめると次のようになります。

① 「就業に関し」とは

通勤とされるためには、往復又は移動が業務と密接な関連をもって行われることが必要です。

したがって、上記の(イ)又は(ロ)の往復・移動の場合、被災当日に就業することとなっていたこと、又は現実に就業していたことが必要です。

このとき、遅刻やラッシュを避けるための早出など、通常の出勤時刻と時間的にある程度の前後があっても就業との関連性は認められます。

また、(ハ)の移動の場合、原則として、就業日の前日又は翌日までに行われるものについて、就業との関連性が認められます。

② 「住居」とは

労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となるところをいいます。

したがって、就業の必要上、労働者が家族の住む場所とは別に就業の場所の近くにアパートを借り、そこから通勤している場合には、そこが住居となります。

また、通常は家族のいる所から通勤しており、天災や交通ストライキ等の事情のため、やむを得ず会社近くのホテル等に泊まる場合などは、当該ホテルが住居となります。

③ 「就業の場所」とは

業務を開始し、又は終了する場所をいいます。

一般的には、会社や工場等の本来の業務を行う場所をいいますが、外勤業務に従事する労働者で、特定区域を担当し、区域内にある数か所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所となり、最後の用務先が業務終了の場所となります。

④ 「合理的な経路及び方法」とは

往復又は移動を行う場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路及び方法をいいます。

す。合理的な経路については、通勤のために通常利用する経路であれば、複数あったとしてもそれらの経路はいずれも合理的な経路となります。

また、当日の交通事情により迂回してとる経路、マイカー通勤者が貸切りの駐車場を經由して通る経路など、通勤のためにやむを得ずとる経路も合理的な経路となります。

しかし、特段の合理的な理由もなく、著しく遠回りとなる経路をとる場合などは、合理的な経路とはなりません。

次に、合理的な方法については、鉄道、バス等の公共交通機関を利用する場合、自動車、自転車等を本来の用法に従って使用する場合、徒歩の場合等、通常用いられる交通方法は、平常用いているかどうかにかかわらず、一般的に合理的な方法となります。

⑤ 「業務の性質を有するもの」とは

以上の①から④までの要件をみたす往復又は移動であっても、その行為が業務の性質を有するものである場合には、通勤となりません。

具体的には、事業主の提供する専用交通機関(会社が所有するマイクロバスなど)を利用して出出勤する場合や緊急用務のため休日に呼出を受けて緊急出勤する場合などが該当し、これらの行為による災害は業務災害となります。

⑥ 「往復の経路を逸脱し、又は中断した場合」とは

「逸脱」とは、通勤の途中で就業や通勤と関係のない目的で合理的な経路をそれることをいいます。

「中断」とは、通勤の経路上で通勤と関係ない行為を行うことをいいます。具体的には、通勤の途中で映画館に入る場合、居酒屋で飲酒する場合などをいいます。

しかし、通勤の途中で経路近くの公衆便所を使用する場合や経路上の自動販売機等でジュースを購入する場合などの「ささいな行為」を行う場合には、逸脱、中断とはなりません。

通勤の途中で逸脱又は中断があるとその後は原則として通勤とはなりません。これについては法律で例外が設けられており、日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、逸脱又は中断の間を除き、合理的な経路に復した後は再び通勤となります。

なお、厚生労働省令で定める逸脱、中断の例外となる行為は以下のとおりです。

- ・日用品の購入その他これに準ずる行為
- ・職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練(職業能力開発総合大学校において行われるものを含みます。)、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- ・選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ・病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- ・要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護(継続的に又は反復して行われるものに限り)

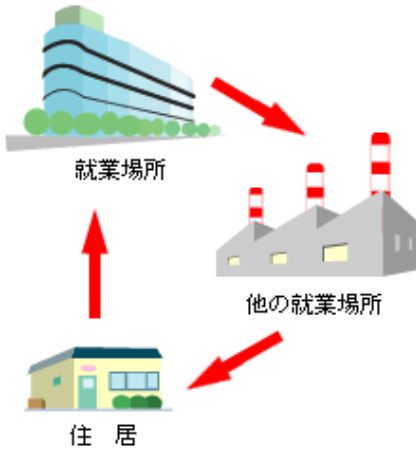
⑦ 通勤の形態

平成18年度の通勤の範囲の拡大により、2及び3の移動が通勤に含まれることとなりました。なお、一定の要件がありますのでご注意ください。

1. 通常の場合



2. 複数就業者の場合



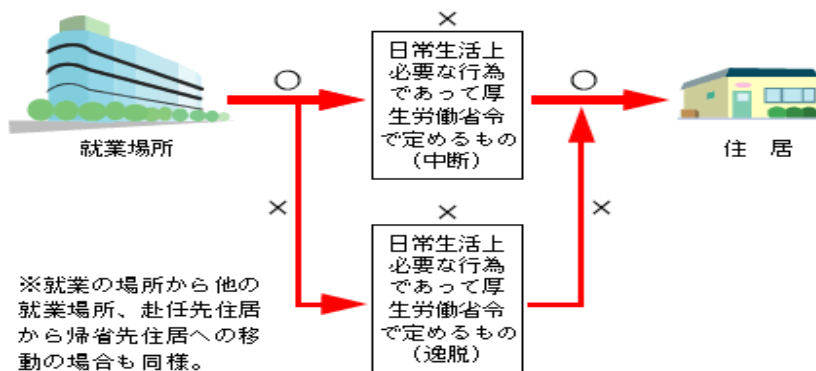
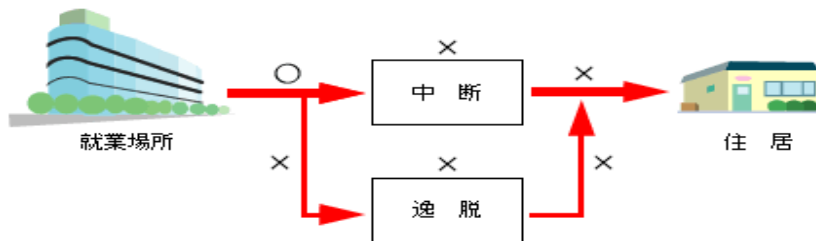
3. 単身赴任者の場合



⑧ 通勤の範囲

○……通勤の範囲として認められるもの

×……通勤の範囲として認められないもの



※就業の場所から他の就業場所、赴任先住居から帰省先住居への移動の場合も同様。